

尾張旭市監査公表第5号

令和4年1月31日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年2月1日付け3市第1233号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年2月22日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

市民生活部市民課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>カード裏面プリンタ購入契約書(案)において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書(案)における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書(案)については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。</p>	<p>当該契約書(案)及び保管中の決裁文書における契約書(案)等について、契約の相手方の欄を点検し、相手方の所在地、名称及び代表者名の記載のないものには、記載しました。</p> <p>今後は、起案時に契約の相手方を特定させられるよう、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載することを徹底します。</p>